

こんな勧誘や契約は許されません！

不適正な取引行為を指定・禁止



石川県安全安心な消費生活社会づくり条例では、事業者が消費者との間で行う「不適正な取引行為」を指定・禁止しており、それらの行為があった場合には、県は事業者に対して指導や勧告などを行います。この不適正な取引行為は5分類からなり、その具体的な行為の内容は規則により50項目定めています。

(平成16年8月1日施行)